



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第64号)…………… 2461

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第65号)…………… 2461

◇川崎市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則(第66号)…………… 2461

告 示

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第464号)…………… 2462

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第465号)…………… 2462

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第466号)…………… 2462

◇生活保護法等による指定医療機関の休止(第467号)…………… 2462

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第468号)…………… 2463

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第469号)…………… 2463

◇生活保護法等による指定介護機関の休止(第470号)…………… 2463

◇生活保護法等による指定介護機関の再開(第471号)…………… 2463

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第472号)…………… 2463

◇自転車等の撤去と保管(第473号)…………… 2463

◇道路区域の変更(第474号)…………… 2464

◇港湾施設の名称、位置、規模等(第475号)…………… 2464

◇平成30年第3回川崎市議会定例会の招集(第476号)…………… 2464

◇川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則に基づく医療証の更新(第477号)…………… 2464

◇自転車等の撤去と保管(第478号)…………… 2465

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第479号)…………… 2465

公 告

◇開発行為に関する工事の完了(第452号)…………… 2465

◇一般競争入札の執行(第453号)…………… 2466

◇一般競争入札の執行(第454号)…………… 2467

◇道路の指定(第455号)…………… 2472

◇道路位置の廃止(第456号)…………… 2473

◇一般競争入札の執行(第457号)…………… 2473

◇開発行為に関する工事の完了(第458号)…………… 2477

◇開発行為に関する工事の完了(第459号)…………… 2477

◇一般競争入札の執行(第460号)…………… 2477

◇一般競争入札の執行(第461号)…………… 2478

◇地方自治法に基づく不動産の所有権の保存又は移転の登記をするための公告を求める申請(第462号)…………… 2485

◇一般競争入札の執行(第463号)…………… 2485

◇一般競争入札による売払い(第464号)…………… 2487

◇一般競争入札の執行(第465号)…………… 2489

◇一般競争入札の執行(第466号)…………… 2490

◇多摩川緑地パークボール場の指定管理者の公募(第467号)…………… 2491

◇一般競争入札の執行(第468号)…………… 2493

◇開発行為に関する工事の完了(第469号)…………… 2497

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第470号)…………… 2497

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第471号)…………… 2498

◇大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出(第472号)…………… 2498

◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告(第473号)…………… 2499

◇一般競争入札の執行(第474号)…………… 2500

◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第475号)…………… 2501

| | | |
|---|------|---|
| 公告 (調達) | | ◇一般競争入札の執行 (第57号) …………… 2514 |
| ◇一般競争入札の執行 (第372号)…………… | 2501 | 病院局公告 |
| ◇落札者等の公示 (第373号)…………… | 2503 | ◇一般競争入札の執行 (第35号) …………… 2535 |
| ◇一般競争入札の執行 (第374号)…………… | 2503 | 消防局公告 |
| ◇一般競争入札の公告 (第375号)…………… | 2505 | ◇サイレンの吹鳴 (第10号) …………… 2539 |
| ◇一般競争入札の執行 (第376号)…………… | 2507 | 教育委員会告示 |
| ◇一般競争入札の執行 (第377号)…………… | 2508 | ◇教育委員会臨時会の招集 (第23号) …………… 2539 |
| ◇一般競争入札の公告 (第378号)…………… | 2510 | ◇教育委員会定例会の招集 (第24号) …………… 2539 |
| 税公告 | | ◇教育委員会定例会の招集 (第25号) …………… 2539 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第180号) …………… | 2513 | 職員共済組合規則 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第181号) …………… | 2513 | ◇川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則 (第1号) …………… 2540 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第182号) …………… | 2513 | 区公告 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第183号) …………… | 2513 | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第79号) …………… 2540 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第184号) …………… | 2513 | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第80号) …………… 2540 |
| ◇市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の公示送達 (第185号)…………… | 2513 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第81号) …………… 2540 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第186号) …………… | 2514 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第82号) …………… 2541 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第187号) …………… | 2514 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第31号) …………… 2541 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第188号) …………… | 2514 | ◇住民票の職権消除 (幸区第32号) …………… 2541 |
| ◇督促状の公示送達 (第189号)…………… | 2154 | ◇国民健康保険料に係る差押解除通知書の公示送達 (幸区第33号) …………… 2541 |
| ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第190号) …………… | 2514 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第47号) …………… 2541 |
| 上下水道局告示 | | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第48号) …………… 2542 |
| ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第42号) …………… | 2515 | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第49号) …………… 2542 |
| ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第43号) …………… | 2515 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第50号) …………… 2542 |
| ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止 (第44号) …………… | 2516 | ◇国民健康保険料に係る差押通知書の公示送達 (高津区第51号) …………… 2543 |
| ◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第45号) …………… | 2516 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第48号) …………… 2543 |
| 上下水道局公告 | | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第49号) …………… 2543 |
| ◇一般競争入札の執行 (第64号) …………… | 2516 | ◇住民票の職権消除 (宮前区第50号) …………… 2543 |
| ◇一般競争入札の執行 (第65号) …………… | 2519 | ◇印鑑登録の抹消 (宮前区第51号) …………… 2543 |
| ◇一般競争入札の執行 (第66号) …………… | 2520 | ◇住民票の職権消除 (宮前区第52号) …………… 2544 |
| ◇一般競争入札の執行 (第67号) …………… | 2529 | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第65号) …………… 2544 |
| 交通局公告 | | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第66号) …………… 2544 |
| ◇一般競争入札の執行 (第54号) …………… | 2531 | |
| ◇一般競争入札の執行 (第55号) …………… | 2532 | |
| ◇一般競争入札の執行 (第56号) …………… | 2533 | |

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第67号)…………… 2544

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第45号)…………… 2544

◇国民健康保険被保険者証返還請求書
の公示送達(麻生区第46号)…………… 2545

◇国民健康保険料に係る差押調書(膳
本)の公示送達(麻生区第47号)…………… 2545

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(膳本)の公示送達(麻生区第48号)…………… 2545

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第49号)…………… 2545

◇住民票の職権消除(麻生区第50号)…………… 2545

区選挙管理委員会告示

◇選挙人名簿の登録を行う日(宮前区
第3号)…………… 2545

正 誤

◇第1,753号…………… 2546

規 則

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第64号

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第7条第1項第4号中「前条第2項に規定する保護者」を「政令第3条第2項第3号に規定する納税義務者」に改める。

第11条中「第6条第2項各号に掲げる要件を満たす保護者」を「政令第3条第2項第3号に規定する納税義務者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第65号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

| | | | |
|-------|---------|------|---|
| 「 | | | |
| 北見方第2 | 同 (同) | 500円 | 」 |
| を | | | |
| 「 | | | |
| 北見方第2 | 同 (同) | 500円 | 」 |
| 諏訪 | 同 (同) | 500円 | |

に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第66号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年川崎市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「及び第7項」を「並びに第3項から第5項まで及び第9項」に、「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め、同表備考第2項中「第7項」を「第9項」に改め、同表備考第3項を次のように改める。

3 この表における階層区分は、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

別表第1備考第9項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考中第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の

2項を加える。

4 この表における階層区分は、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が府令第22条の2第2項に規定する納税義務者に該当する場合には、同項の規定により算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

5 この表における市町村民税の所得割を課されない者には、政令第4条第1項第4号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号及び第11条第1項第4号に規定する所得割が課されないこととなる者を含むものとする。

別表第2備考第1項中「この表」の次に「並びに第3項、第4項」を加え、「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め、同表備考第3項を次のように改める。

3 この表における階層区分は、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

別表第2備考第9項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考中第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 この表における階層区分は、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が府令第22条の2第2項に規定する納税義務者に該当する場合には、同項の規定により算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

5 この表における市町村民税を課されない者には、政令第4条第2項第7号、第9条第1項第7号及び第12条第1項第7号に規定する市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の教育・保育の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の教育・保育の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第468号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第469号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第470号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の休止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第471号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の再開及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4

項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の再開を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第472号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年8月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第473号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年8月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

| | |
|---------|---------|
| 自転車 | 2,500円 |
| 原動機付自転車 | 5,000円 |
| 自動二輪車 | 10,000円 |
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第474号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年8月21日から平成30年9月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年8月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|-----------|----------------------|----------|-------|----|
| 旧 | 上麻生第110号線 | 川崎市麻生区上麻生5丁目1072番3先 | 12.02 | 26.16 | |
| | | 川崎市麻生区上麻生5丁目1072番48先 | 12.77 | | |
| 新 | 上麻生第110号線 | 川崎市麻生区上麻生5丁目1072番3先 | 12.00 | 26.16 | |
| | | 川崎市麻生区上麻生5丁目1072番48先 | 12.77 | | |

川崎市告示第475号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、平成30年9月1日から適用する。

平成30年8月24日

川崎市長 福田紀彦

別表11倉庫用地の表中

「

| 名 称 | 位 置 | 面 積 |
|------|---------------------|------------------|
| 倉庫用地 | 川崎市千鳥町9、22、23及び24番地 | 平方メートル 49,544 |
| | 川崎市東扇島60番 | 17,700 |

」

を

「

| 名 称 | 位 置 | 面 積 |
|------|----------------------|------------------|
| 倉庫用地 | 川崎市千鳥町9、22、23、24、25番 | 平方メートル 53,319 |
| | 川崎市東扇島60番 | 17,700 |

」

に改める。

別表14ふ頭用地の表中

「

| 名 称 | 位 置 | 面 積 |
|------|--|---------------------|
| ふ頭用地 | 川崎市千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島(川崎コンテナふ頭用地を除く。) | 平方メートル 2,509,114 |

」

を

「

| 名 称 | 位 置 | 面 積 |
|------|--|---------------------|
| ふ頭用地 | 川崎市千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島(川崎コンテナふ頭用地を除く。) | 平方メートル 2,512,890 |

」

に改める。

川崎市告示第476号

平成30年第3回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日 時 平成30年9月3日(月曜日) 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第477号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年川崎市規則第32号)第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 更新日 平成30年10月1日
- 2 更新期間 平成30年9月4日から平成30年9月30日まで
- 3 更新方法

医療証の更新は、平成30年9月4日から平成30年9月30日までの間に郵送での交付により行います。

4 医療証の効力

現医療証は平成30年9月30日限りで無効とし、新医療証は平成30年10月1日から平成31年9月30日まで有効とします。

ただし、平成30年9月30日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

また、平成31年9月までの間に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とし、再認定後の障害程度が本制度の対象であることを確認した場合には、平成31年9月30日まで有効とします。

川崎市告示第478号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年8月28日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第479号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年8月31日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 3件

イ 教育委員会 2件

(2) 外部提供

ア 市長 23件

イ 上下水道事業管理者 2件

ウ 病院道事業管理者 3件

エ 教育委員会 6件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

公 告

川崎市公告第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年8月16日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区上麻生五丁目1087番407

ほか10筆の一部

3,877平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社

支配人 出倉 和人

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：73戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成27年4月30日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第10号

平成28年7月15日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第55号（変更）

平成29年 3月24日
川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第201号 (変更)
平成29年 7月 7日
川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第44号 (変更)
平成30年 7月10日

川崎市指令 宅審 (イ) 第54号 (変更)

川崎市公告第453号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 8月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

| | | |
|----------------|---|-------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 平成30年度川崎市空中写真測量委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市全域 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年 3月15日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「航空測量」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降において、事業者として、国土交通省公共測量作業規程(作業規程の準則)に基づく、エリアセンサー型デジタル航空カメラを用い撮影された画像データをもととする写真地図作成業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 平成31年1月1日を基準日(気象条件等により撮影が困難な場合は、基準日以降における直近日)として、空中写真の撮影が可能であること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|----------------|--|-----------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 柿生新橋他9橋耐震補強設計委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区上麻生5丁目39番地先他9箇所 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年 3月15日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者として、建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)又は総合技術監理部門技術士(建設-鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者を配置すること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市公告第454号

平成30年8月20日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

| | | |
|----------------|---|---------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 東扇島ー7.5m岸壁ほか補修その4工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区東扇島地内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(9) 「海上及び海中での被覆防食工事」の完工実績（元請に限る）を平成15年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月13日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

(案件2)

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 麻生区内道路補修（緊急その2）工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月31日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参 加 資 格 | <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年9月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

(案件3)

| | | |
|------------|---|----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 市道南加瀬122号線道路補修(打換)工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市幸区南加瀬5丁目37番地先 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から90日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

(案件4)

| | | |
|----------------|---|---------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 市道金程43号線道路補修(打換)工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区金程3丁目8番地先他1箇所 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から100日間 |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

(案件5)

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 溝口公園改修工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市高津区二子1丁目16-1 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年1月31日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。 | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |

| | |
|-------|---|
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

(案件6)

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | ふじやま遺跡公園ほか遊具更新工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区長尾6丁目11-1ほか |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年1月15日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

(案件7)

| | | |
|------------|---|---------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 市道向ヶ丘遊園駅菅生線(Ⅲ)舗装道補修(切削)工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市宮前区平4丁目9番地先 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から100日間 |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 | |

| | |
|------------|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

(案件8)

| | | |
|------------|--|-------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 市道東門前22号線歩道設置(改築)及び道路補修(打換)工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区大師本町10番地先 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年1月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

(案件9)

| | | |
|------------|---|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度登戸土地区画整理事業管理用地等維持等(その2)工事 |
| | 履行場所 | 登戸土地区画整理事業地内 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年9月3日13時30分 |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

川崎市公告第455号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成30年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

| 道路事業の名称 | 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 |
|------------|---|
| 指定区間の地名・地番 | 多摩区登戸字戊耕地1947番1、1947番2、1948番1、1948番2、1949番2、1950番4、1950番15、1846番1、1847番1、1847番3、1847番4、1847番5の各一部 多摩区登戸字己耕地2204番1、2204番3、2271番、2472番、2466番2、2465番、2406番、2407番、2408番1、2408番2、2420番2、2421番1、2422番1、2422番2、2422番3、2561番1、2561番4、2561番5、2562番1、2562番4、2562番5、2563番1、2563番3、2563番5、2564番1、2564番3、2569番1、2569番3、2570番1、2570番4、2570番5、2570番6、2570番7、2570番8、2571番1、2571番3、2554番、2555番1、2566番1、2567番、2423番1、2426番1、2429番、2430番1、2430番3、2430番4、2430番5、2431番1、2431番2、2432番1、2432番2、2433番1、2434番1、2434番2、2435番1、2435番3、2446番5、2447番1、2447番2、2447番3、2447番4、2447番5、2449番1、2458番1、2458番2、2458番5、2460番、2461番、2462番、2464番2、2476番、2477番1、2477番2、2478番、2480番1、2480番2、2482番1、2482番2、2483番1、2552番、2553番2、2553番3、2567番の各一部、2408番3、2408番5、2408番6、2563番4、2564番4 多摩区登戸字辛耕地3414番1、3414番4、3414番5、3414番6、3414番7、3414番8、3414番9、3414番10、3414番10、3414番11、3415番2、3415番3、3415番4、3415番5、3416番1、3417番2の各一部 別図省略 |
| 幅員・延長 | 6.00m × 32.53m (区画道路6-19号線) 6.00m × 18.06m (区画道路6-32号線) 5.67m～8.00m × 23.64m (区画道路8-6号線) 8.00m × 5.91m (区画道路8-2号線) 8.00m × 1.97m (区画道路8-2号線) 8.00m × 36.01m (区画道路8-2号線) 4.00m × 25.95m (区画道路4-9号線) 12.00m～13.81m × 31.16m (都市計画道路登戸2号線) 6.00m × 90.20m (区画道路歩6-3号線) 6.00m × 75.91m (区画道路6-50号線) 6.00m × 32.60m (区画道路6-47号線) 16.00m～17.25m × 83.64m (都市計画道路登戸2号線) 6.00m × 112.21m (区画道路6-41号線) 9.00m × 17.68m (区画道路6-32号線「区画道路歩3-1号線含む」) 6.00m × 95.05m (区画道路6-42号線) 6.00m × 20.08m (区画道路6-46号線) |
| 指定番号及び年月日 | 川崎市指令ま建指第503号 平成30年8月21日 |

川崎市公告第456号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年 8月21日

川崎市長 福 田 紀彦

| | | | |
|-------------------|---|------------|----------------|
| 築 造 主 住所・氏名 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 株式会社 サンセイランディック 代表取締役 松崎 隆司 | | |
| 道路位置の 地名・地番 | 川崎市川崎区桜本一丁目9番2の一部 別図省略 | | |
| 幅 員 | 4.00メートル | 延 長 | 5.12メートル |
| | 以下余白 | | 以下余白 |
| 川崎市指令ま建指 第603号 | | 廃 止 年月日 | 平成30年 8月21日 |

川崎市公告第457号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 8月22日

川崎市長 福 田 紀彦

(案件1)

| | | |
|----------------|--|-------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 西有馬小学校蓄電池設備設置工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市宮前区有馬7丁目6番1号 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月1日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | |
|----------------|---|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 道路照明設置その2工事 |
| | 履 行 場 所 川崎市川崎区大師町9番地先 |
| | 履 行 期 限 契約の日から120日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件3)

| | |
|----------------|--|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 道路照明設置その3工事 |
| | 履 行 場 所 川崎市中原区小杉町2丁目271番地先 |
| | 履 行 期 限 契約の日から155日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件4)

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 高津区役所自動火災報知設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区下作延2丁目8番1号 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (10) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件5)

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 高津図書館トイレ改修その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区溝口4丁目16番3号 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月25日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件6)

| | |
|------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 多摩区役所生田出張所庁舎解体撤去その他工事 |
| | 履行場所 川崎市多摩区生田7丁目16番1号 |
| | 履行期限 契約の日から平成31年7月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 同一敷地内で鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延床面積800㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事及び、同一敷地内で5m以下の間知石等練積み擁壁新設の工事の両方の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市公告第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年8月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅仙谷一丁目6741番17
ほか1筆の一部
944平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区西荻北2丁目1番11号
株式会社 三栄建築設計
代表取締役 小池 信三
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年4月28日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第11号
平成30年3月5日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第156号（変更）

川崎市公告第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区神木二丁目8番4
ほか2筆の一部
930平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区宿河原三丁目1番1
他喜不動産販売株式会社
代表取締役 奥山 武志
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年3月28日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第171号

川崎市公告第460号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 ひばり定期修理 |
| | 履行場所 請負人工場 |
| | 履行期限 平成30年12月14日 |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。 (4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。 (5) 船舶の修理等について、平成20年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。 (6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。 (7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092 |
| 入札日時等 | 平成30年10月1日11時00分 (川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階) |
| 入札保証金 | 要 |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 平成30年度消防艇第6川崎丸上架整備 |
| | 履 行 場 所 | 請負社工場ほか |
| | 履 行 期 限 | 平成30年12月31日 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。</p> <p>(4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。</p> <p>(5) 船舶の修理等について、平成20年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。</p> <p>(6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。</p> <p>(7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092 | |
| 入札日時等 | 平成30年10月1日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階) | |
| 入札保証金 | 要 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。 | |

川崎市公告第461号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

| | | |
|----------------|---|----------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 川崎駅西口道路維持(駅広清掃その2)委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市幸区堀川町地内 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年3月31日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。</p> | |

| | |
|------------|--|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 <p style="margin-left: 2em;">特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。</p> <p style="margin-left: 2em;">詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p> |

(案件2)

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 千代ヶ丘トンネル補修設計委託 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区千代ヶ丘7丁目14番地先 |
| | 履行期限 | 平成30年12月28日限り |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「トンネル部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件のいずれか満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 建設部門技術士(トンネル)の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ R C C M (鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 2em;">エ R C C M (トンネル)の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、やむを得ずに上記資格を有した技術者を確保できない場合は、トンネルの変状に関する調査、診断、設計に関する分野において、専門的知識や実務経験を有することを示す代替資格の保有者を資格証の写しを発注者に提出し、承認を受け、配置すること。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件3)

| | | |
|------------|---|--------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 塩浜護岸詳細設計委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区夜光町地先 |
| | 履行期限 | 平成31年2月28日限り |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月20日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件4)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 土地境界査定測量委託 (その15) |
| | 履 行 場 所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 平成31年3月29日 限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月20日10時00分 (砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件5)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 土地境界査定測量委託 (その16) |
| | 履 行 場 所 川崎市幸区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 平成31年3月29日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> |

| | |
|------------|---|
| 参 加 資 格 | (6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。 また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社社員)であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件6)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 土地境界査定測量委託(その17) |
| | 履 行 場 所 川崎市中原区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 平成31年3月29日 限り |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。 また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社社員)であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月20日16時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件7)

| | |
|------------|----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 土地境界査定測量委託(その18) |
| | 履 行 場 所 川崎市高津区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 平成31年3月29日限り |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできない。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月21日10時00分（砂子平沼ビル7階入札室） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件8)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 土地境界査定測量委託（その19） |
| | 履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内 |
| | 履行期限 平成31年3月29日 限り |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできない。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件9)

| | |
|----------------|--|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 土地境界査定測量委託 (その20) |
| | 履 行 場 所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 平成31年3月29日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p> |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月21日16時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件10)

| | |
|----------------|--|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 土地境界査定測量委託 (その21) |
| | 履 行 場 所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 平成31年3月29日 限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p> |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月25日10時00分(砂子平沼ビル7階入札室) |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件11)

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 土地境界査定測量委託 (その22) |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年 3月29日 限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件12)

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 土地境界査定測量委託 (その23) |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年 3月29日 限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできない。</p> | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社社員）であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月25日16時30分（砂子平沼ビル7階入札室） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市公告第462号

地方自治法第260条の38第1項の規定により、次の不動産について認可地縁団体が所有し登記関係者（当該不動産の表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。）若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないものとして、当該認可地縁団体から所有権の保存又は移転の登記をするための公告を求める申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。当該登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を述べてください。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称等

- (1) 名称 戸手町内会
- (2) 区域 川崎市幸区戸手1～3丁目及び4丁目の1～8番
- (3) 主たる事務所の所在地
川崎市幸区戸手2丁目9番13号

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

| 名称 | 延床面積 | 所在地 |
|--------|---------|-----------------|
| 戸手町内会館 | 215.68㎡ | 川崎市幸区戸手2丁目104番地 |

(2) 土地

| 地目 | 面積 | 所在地 |
|----|----|-----|
| | | |

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

| | |
|------|-----------------|
| 戸塚英男 | 川崎市幸区戸手3丁目3番3号 |
| 阿部勲 | 川崎市幸区戸手3丁目6番1号 |
| 渡邊勇 | 川崎市幸区戸手3丁目9番18号 |

3 異議を述べることのできる者（登記関係者等）の範囲

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ・所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることのできる期間及び方法

(1) 異議を述べることのできる期間

公告日から 平成30年11月24日まで

(2) 異議を述べる方法

異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に必要書類を添付し、市長に提出

(3) 申出書の添付書類

| 登記関係者等の区分 | 必要書類 | |
|-----------------------|----------------------------|-------------------------|
| | 異議を述べる者が登記関係者等である旨を確認できる書類 | 申請書に記載された氏名及び住所を確認できる書類 |
| 表題部所有者又は所有権の登記名義人 | 登記事項証明書 | 住民票の写し 戸籍の附票の写し |
| 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人 | 登記事項証明書 戸籍謄抄本 | |
| 所有権を有することを疎明する者 | 所有権を有することを疎明するに足りる資料 | |

5 その他

登記関係者等が異議を述べることのできる期間内に異議を述べなかったときは、地方自治法第260条の38第3項の規定により、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなします。

川崎市公告第463号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 王禅寺処理センター中継設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成30年11月30日
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されているごみ中継設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の中継設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 中継設備点検整備業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格は次のとおりとする。

- ア 高所作業車運転特別教育修了者又は高所作業車運転技能講習修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
技術係 斎藤、藤井、眞鍋
電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
平成30年8月27日(月)から平成30年9月3日(月)9時から17時まで
(日曜日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年9月11日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年9月11日(火)
9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成30年9月11日(火)から
平成30年9月14日(金)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-951-0314
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年9月18日(火)に全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成30年9月21日(金)
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター 3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をも

(7) 入札の無効 有効な入札を行った者を落札者とします。

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第464号

次の市有財産について、一般競争入札による売払いを実施します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 売買物件の概要

- (1) 売買物件 別表のとおり
- (2) 予定価格(最低売却価格) 別表のとおり

2 一般競争入札参加資格

次の(1)～(10)に該当しないこと。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定に該当する職員
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (5) 下記4の入札案内書に定める一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者
- (6) 下記4の入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役員又は構成員
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5

号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者

(10) (7)、(8)、(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)、(8)、(9)に掲げるものの関係団体

3 契約の条件

(1) 禁止する用途

売買物件の所有権が川崎市から物件購入者(落札者)へ移転した日から5年間は、売買物件(その上の建物等を含む。)を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「川崎市暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途としては利用できません。

なお、物件購入者(落札者)が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方(以下「新権利者」という。)に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

(「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。)

(2) 実地調査

上記(1)の履行を確認するため、川崎市が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者(落札者)及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

(3) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払っていただきます。

4 平成30年度 第1回一般競争入札による市有財産売払いの案内書(入札参加申込書を含む)の配布

入札に参加を希望する者には、次により「平成30年度 第1回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」(以下「入札案内書」という。)を配布します。

- (1) 配布場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課

(明治安田生命川崎ビル13階)
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-2083 (直通)

- (2) 配布期間 平成30年8月27日(月)から平成30年8月31日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～午後5時
(正午～午後1時を除く。)

5 入札参加申込書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により上記4の入札案内書に記載されている申込みに必要な書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記4(1)に同じ
- (2) 提出期間 平成30年9月3日(月)から平成30年9月11日(火)まで
午前9時～午後4時
(正午～午後1時を除く。)
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、入札日時点において上記2の各号のいずれかに該当していたときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手續等

- (1) 入札方法
 - ア 入札書の提出日時 平成30年9月21日(金) 午前10時
 - イ 入札書の提出場所 明治安田生命川崎ビル10階 資産運用課会議室 川崎市川崎区宮本町6番地
- (2) 入札保証金 地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金(以下「入札保証金」という。)の納付額は、別表のとおりです。
- (3) 開札の日時 上記(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 上記(1)イに同じ

8 落札者の決定等

- (1) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規

(別表)

| 物件番号 | 所在(地番)(住居表示) | 地目 | 実測面積(m ²) | 用途地域 | 建ぺい率容積率(%) | 最低売却価格(万円) | 入札保証金納付額(万円) |
|------|-----------------------------------|-------|-----------------------|--------------|------------|------------|--------------|
| 1 | 高津区上作延字北原139番31 (高津区上作延139番31) | 公衆用道路 | 25.74 | 第1種中高層住居専用地域 | 60 200 | 190 | 10 |

定に基づいて決定した予定価格書の価格(最低売却価格)以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (2) 入札の無効 入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

- (1) 契約条項 上記4で配布する「入札案内書」に記載してあります。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の納付額は、契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。
- (4) 売買契約の締結期限 平成30年10月9日(火)
- (5) 契約の締結 落札者が平成30年10月9日(火)までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、上記7(2)の入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定に基づき、川崎市に帰属します。

(6) 売買代金の支払方法

次のア又はイのいずれかの方法によります。

- ア 売買契約の締結期限(平成30年10月9日【火】)までに売買代金の全額を納入する方法
- イ 売買契約の締結期限(平成30年10月9日【火】)までに売買代金の10分の1以上の契約保証金を納付し、その後、売買代金の納期限(平成30年11月9日【金】)までに売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を納入する方法

10 その他

- (1) 事情により予告なく入札の中止や内容を変更する場合があります。
- (2) 詳細は「入札案内書」によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

川崎市公告第465号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度川崎市災害時要援護者避難支援制度に関する登録勧奨及び調査等業務委託

(2) 履行期限

平成31年3月31日

(3) 履行場所

川崎市内

(4) 委託概要

ア 災害時に自力で避難することが困難であり支援を必要とすると考えられる方々を対象とした川崎市災害時要援護者避難支援制度（以下、制度）の周知と登録を促すダイレクトメールを送付し、返信されてくる登録申込書を回収する。

イ 返信された登録申込書の内容を集計するとともに、市が提供する対象者リストと照合し、その内容をまとめた台帳を作成する。

ウ 登録希望をした方に戸別訪問し、実態調査票をもとに対面にて聞き取り調査を行う。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されていること。

(4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(5) ISMS又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 競争入札参加申込書の配布と提出及び仕様書の配布
この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局総務部庶務課

電話044-200-2422（直通）

競争入札参加申込書の様式は上記の場所以外でも、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

(2) 配布及び提出期間

平成30年8月27日（月）から平成30年8月31日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

(4) 提出方法

(1)の提出先に直接提出すること

(5) 仕様書の配布

競争入札参加申込書を提出した者に対し、(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ掲載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されません。

(1) 交付場所及び問合せ先

3の(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年9月3日（月）

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(3) 受付期間

平成30年8月27日（月）午前9時から平成30年9月3日（月）16時まで

(4) 回答方法

平成30年9月7日（金）に、競争入札参加資格確認通知書を交付したすべての者に対し、電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は所定の入札書をもって行います。
- イ 入札の提出方法は、持参のみとします。
- ウ 入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

(2) 入札及び落札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年9月14日(金) 14時
- イ 場所 川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階 10E会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりです。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告第466号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

| | | |
|------------|---|----------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 主要地方道幸多摩線(都市計画道路登戸2号線)道路築造(擁壁)工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区登戸新町440番地先他1箇所 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月29日まで |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |

| | |
|-------|---|
| 入札日時等 | 平成30年9月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

(案件2)

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 宮前区内道路補修(緊急その2)工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市宮前区役所道路公園センター管内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月31日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市宮前区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

川崎市公告第467号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成30年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 多摩川緑地パークボール場

所在地 川崎市高津区宇奈根・久地地内

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、詳細については、川崎市多摩川緑地パークボール場指定管理者募集要項及び川崎市多摩川緑地パークボール場指定管理者業務仕様書に定め

る。

3 指定予定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

4 申請資格

次の条件を満たす法人その他の団体が申請することができます。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (3) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (4) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立をしていない者
- (6) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

5 応募方法

(1) 申請書類の配布方法及び配布期間

建設緑政局の所管施設ホームページよりダウンロード又は多摩川施策推進課にて配布する。

建設緑政局の所管施設ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000079093.html>

川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12番地1

タワーリパーク20階

平成30年8月8日(水)から

平成30年9月10日(月)まで

(2) 提出書類

- ア 指定管理者申請書(様式1)
 - イ 事業者に関する書類
 - (ア) 団体の概要(様式2-1、2-2)
 - (イ) 共同事業体協定書兼委任状(様式3)
 - (ウ) 宣誓書(様式4-1)
 - (エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式4-2)
 - (オ) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式4-3)
 - ウ 事業計画書(様式5-1~様式5-15)
 - エ 収支予算書(様式6-1~様式6-3)
 - オ 応募者関係書類(任意帳票、ただしA4サイズに編集するかA4サイズに折り込むこと)
 - (ア) 団体の組織図(SPCの場合は個々の状況を併せて提出すること)
 - (イ) 役員の名簿及び履歴書
 - (ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (エ) 事業計画書(指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度)
 - (オ) 収支予算書(同上)
 - (カ) 事業報告書(指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度)
 - (キ) 財産目録(同上)
 - (ク) 貸借対照表(指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績3年度分)
 - (ケ) 損益計算書又は収支計算書(同上)
 - (コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案(直近実績3年度分)
 - (サ) 企業単体の減価償却明細表(同上)
 - (シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近実績1年度分)
 - (ス) 管理運営実績(過去3年間の類似施設)
 - (セ) 法人の登記簿謄本
 - (ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書(過去3年間)
 - (タ) 法人等が作成したパンフレット等
- ※(ク)~(シ)が提出できない場合は、様式6-1から様式6-3における数値の算出根拠となる資料を提出すること。また、連結決算を行っていない場合には(シ)の提出は不要です。

(3) 応募書類の受付期間

平成30年8月30日(木)から平成30年9月10日

(月)まで(土日を除く。)

午前8時30分から正午まで、午後1時から5時まで

(4) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(5) 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12番地1

タワーリパーク20階

電 話 044-200-2268

F A X 044-200-3979

電子メール 53tamasu@city.kawasaki.jp

川崎市公告第468号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 旧建設技術センター解体撤去工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区塩浜3丁目24番11号 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る特定建設業の許可でも可とします。</p> <p>なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、解体工事業又は平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「解体」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、平成28年5月31日までに監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者でも可とします。</p> <p>なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、業種「解体」又は平成28年5月31日までに業種「とび・土工」の資格を有する主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 鉄筋コンクリート造で、延床面積400㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|----------------|--|----------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 多摩消防署菅出張所ほか4か所非常用発電機設備改修工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区菅馬場1丁目13番1号ほか4か所 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年2月13日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件3)

| | | |
|----------------|--|---------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 中原消防署ほか5か所非常用発電機設備改修工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市中原区新丸子東3丁目1175番地1ほか5か所 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年2月13日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件4)

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 日本民家園旧山下家住宅耐震補強その他工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区枳形7丁目1番1号 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成32年1月31日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 国又は都道府県指定重要文化財建造物(木造)の改修又は補修工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年10月1日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件5)

| | | |
|------------|--|-----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 殿町老人いこいの家冷暖房その他設備改修工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区殿町1丁目20番15号 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成30年12月21日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件6)

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 仮称生田・生田乳児保育園改築工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区西生田3丁目15番10号 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年11月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 木造で、延べ床面積50㎡以上の1棟からなる建築物の新築、改築又は増築工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年10月10日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市公告第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年8月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区水沢2丁目2747番1ほか2筆
1,480平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区水沢3丁目9番9号
岸井 正治
- 予定建築物の用途
老人ホーム・物販店舗
計画戸数：1戸
- 開発許可年月日及び許可番号
平成29年11月15日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第107号
平成30年7月4日
川崎市指令 ま管審（イ）第46号（変更）

川崎市公告第470号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年8月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
オリンピック川崎鹿島田店
川崎市幸区下平間292番地2 他8筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社Olympicグループ
代表取締役 金澤 良樹
東京都立川市曙町一丁目25番12号
- 変更しようとする事項
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 6,153㎡
(変更後) 7,490㎡
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

| | 駐車場 | 位置 | 収容台数 |
|-----|--------|-------|------|
| 変更前 | 駐車場No1 | 本館北西側 | 251台 |
| | 合計 | | 251台 |
| 変更後 | 駐車場No1 | 本館北西側 | 300台 |
| | 駐車場No2 | 厚生棟東側 | 15台 |
| | 合計 | | 315台 |

イ 駐輪場の位置及び収容台数

| | 駐輪場 | 位置 | 収容台数 |
|-----|--------|----------|------|
| 変更前 | 駐輪場No1 | 本館北東側 | 11台 |
| | 駐輪場No2 | 本館北東側 | 31台 |
| | 駐輪場No3 | 本館北東側 | 8台 |
| | 駐輪場No4 | 本館北東側 | 18台 |
| | 駐輪場No5 | 本館北東側 | 22台 |
| | 駐輪場No6 | 本館北東側 | 16台 |
| | 駐輪場No7 | 本館南側 | 43台 |
| | 駐輪場No8 | 本館南側 | 48台 |
| | 駐輪場No9 | 本館南側 | 16台 |
| | 合計 | | 213台 |
| 変更後 | 駐輪場No1 | 本館北東側 | 44台 |
| | 駐輪場No2 | 本館南東側 | 169台 |
| | 駐輪場No3 | サイクル館北東側 | 52台 |
| | 駐輪場No4 | 厚生棟東側 | 55台 |
| | 合計 | | 320台 |

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

| | 荷さばき施設 | 位置 | 面積 |
|-----|-----------|-------|--------|
| 変更前 | 荷さばき施設No1 | 本館西側 | 402.4㎡ |
| | 合計 | | 402.4㎡ |
| 変更後 | 荷さばき施設No1 | 本館西側 | 402.4㎡ |
| | 荷さばき施設No2 | 厚生棟南側 | 42.0㎡ |
| | 合計 | | 444.4㎡ |

エ 廃棄物保管施設の位置及び容量

| | 廃棄物保管施設 | 位置 | 容量 |
|-----|------------|-------|-------|
| 変更前 | 廃棄物保管施設No1 | 本館西側 | 34.2㎡ |
| | 合計 | | 34.2㎡ |
| 変更後 | 廃棄物保管施設No1 | 本館西側 | 34.2㎡ |
| | 廃棄物保管施設No2 | 厚生棟南側 | 7.2㎡ |
| | 合計 | | 41.4㎡ |

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| | 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----|---------------------|---------|----------|
| 変更前 | 株式会社 Olympicグループ | 午前9時 | 午後11時 |
| 変更後 | 株式会社 Olympicグループ | 午前6時30分 | 午後10時45分 |

イ 来客者が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分～午後11時
 (変更後) 午前6時～午後11時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| | 駐車場 | 位置 | 出入口の数 |
|-----|--------|-------|--------|
| 変更前 | 駐車場No1 | 本館北西側 | 出入口1箇所 |
| | 合計 | | 出入口1箇所 |
| 変更後 | 駐車場No1 | 本館北西側 | 出入口1箇所 |
| | 駐車場No2 | 厚生棟南側 | 出入口1箇所 |
| | 合計 | | 出入口2箇所 |

- 4 変更する年月日
平成31年4月18日
- 5 届出の年月日
平成30年8月17日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階) 及び幸区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年8月29日から平成30年12月29日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成30年12月28日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第471号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年8月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オリンピック川崎鹿島田店
川崎市幸区下平間292番地2 他8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社Olympicグループ
代表取締役 金澤 良樹
東京都立川市曙町一丁目25番12号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
(変更前)
名 称 株式会社オリンピック
代表者氏名 代表取締役 金澤 良樹
住 所 東京都立川市曙町一丁目25番12号
(変更後)
名 称 株式会社Olympicグループ
代表者氏名 代表取締役 金澤 良樹
住 所 東京都立川市曙町一丁目25番12号
- 4 変更の年月日
平成25年6月1日
- 5 変更する理由
建物設置者の名称を変更したため
- 6 届出の年月日
平成30年8月17日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年8月29日から平成30年12月29日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
平成30年12月28日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第472号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年8月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 川崎京町計画
川崎市川崎区京町二丁目1番12 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社いなげや
代表取締役 成瀬 直人
東京都立川市栄町六丁目1番地の1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 代表者 | 住所 |
|----------|----------------|----------------------|
| 株式会社いなげや | 代表取締役 成瀬 直人 | 東京都立川市栄町六丁目 1番地の1 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,224平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐車場1 (店舗建物北側)
収容台数 57台
 - ・ 駐車場2 (店舗建物屋上)
収容台数 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場1 (敷地内北側)
収容台数 54台
 - ・ 駐輪場2 (店舗建物北側)
収容台数 148台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 荷さばき施設1 (店舗建物南側)
面積27.00平方メートル
 - ・ 荷さばき施設2 (店舗建物南側)
面積27.00平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物南側
容量 19.50立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時00分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口1箇所 (敷地北側)
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 午前6時から午後11時まで
- 8 届出の年月日
平成30年8月22日
 - 9 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階) 及び川崎区役所
 - 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年8月29日から平成30年12月29日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
 - 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。
 - 12 意見書の提出期限及び提出先
平成30年12月28日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第473号

鷺沼四丁目マンション計画に係る事後調査報告書(供用時)について
川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

- 1 指定開発行為者
所在地: 東京都渋谷区南平台町5番6号
名 称: 東京急行電鉄株式会社
代表者: 取締役社長 高橋 和夫
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称: 鷺沼四丁目マンション計画
 - (2) 種類: 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)
住宅団地の新設(第3種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 事後調査報告書(供用時)の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
 - 第3章 環境保全のための措置の実施状況
 - 第4章 事後調査結果
資料編
- 4 事後調査報告書(供用時)の写しの縦覧期間、場所

及び時間

(1) 期 間：平成30年8月30日(木)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場 所：宮前区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間：午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第474号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

| | | |
|------------|---|--------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度 川崎授産学園敷地内地盤調査業務委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区細山1209番 地内 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年1月31日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年10月2日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|---|------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 東扇島堀込部下水道管実施設計委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区東扇島地内 |
| | 履 行 期 限 | 平成31年3月20日限り |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(下水道)、総合技術管理部門技術士(上下水道-下水道)、RCCM(下水道)のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年10月2日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市公告第475号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|-----------------------------------|-------|---------------------------------|--|
| 平成30年8月15日 | NPO法人 ワーカーズ・コレクティブ たすけあいまりん | 荻原 俊子 | 川崎市川崎区渡田一丁目 5番3号 徳永荘21号 | この法人は、高齢者その他生活支援を必要とする人々に自主と協力の精神に基づき、自らの生活技術や技能を発揮し非営利市民事業で、家事介護サービス、子育て支援など、生活支援サービス事業を提供し、参加型福祉による街作りに寄与することを目的とする。 |
| 平成30年8月15日 | 特定非営利活動法人 発見工房クリエイト | 泉田 賢一 | 川崎市麻生区黒川73番地1 ライオンズガーデン黒川401 | この法人は、小・中学生を主な対象とし、遊びや実験を通して、科学的思考に必要な「創造性」を育成する活動として「子ども科学館の開設・運営」、「科学実験教室等の開催」、その他これらに関連する事業を行い、社会教育の推進ならびに子どもの健全育成、および文化の振興に寄与することを目的とする。 |

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第372号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

起債管理システムサーバ機器の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎3階

(3) 履行期間

平成30年12月1日から平成35年11月30日まで

(4) 調達概要

起債管理システムサーバ機器に係る賃貸借及び保守業務。詳細は「起債管理システムサーバ機器の賃貸借及び保守に関する契約仕様書」によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に搭載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の期間中でないこと。

- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

第3庁舎12階

川崎市財政局財政部資金課 担当 島崎

電 話 044-200-2182（直通）

F A X 044-200-3904

E-mail 23sikin@city.kawasaki.jp

- (2) 配付・配布期間

平成30年9月10日（月）から平成30年9月18日

（火）までとします。（土曜日、日曜日及び休日を

除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出方法

持参とします。

提出書類（競争入札参加申込書）及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードできない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成30年9月20日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成30年9月20日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年9月21日（金）から平成30年9月26日（水）まで。（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 問い合わせ方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年10月1日（月）までに、全社あてにFAX又は電子メールにより送付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログを平成30年10月2日（火）午後4時までに3(1)まで持参又は郵送（必着）してください。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 当該競争入札参加申込に係る提出書類について虚

偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を60か月で乗じる方法で見積してください。

入札書に記載する金額は、総額とし、消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月3日（水）午後2時

イ 場所 川崎市川崎区東田町5-4
第3庁舎12階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は入札（見積）者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札（見積）に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を入札日時までに提出しなければなりません。

開札においては、確認通知書を必ずお持ちください。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

11 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得

等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

12 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 当該入札案件に係る問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第373号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市立高等学校学務システム賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

平成30年7月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本教育情報機器 株式会社

代表取締役 山岸 勇一郎

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)

83,184,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月25日

川崎市公告(調達)第374号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市総合教育センターゆうゆう広場
コンピュータ機器賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市幸区塚越1-60

ゆうゆう広場さいわい ほか5か所

(3) 履行期間 平成30年12月1日から平成35年11月30日

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

平成30年9月10日(水)から平成30年9月18日

(火)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年9月10日(月)から平成30年9月26日(水)

午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年10月3日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年9月21日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成30年9月21日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成30年10月9日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成30年10月15日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6-9-3

※ 郵送による入札は認めません。

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を

変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告(調達)第375号

入 札 公 告

平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀 彦

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

微小粒子状物質測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

幸一般環境大気測定局

(幸区戸手本町1-11-3) 1台

中原一般環境大気測定局

(中原区小杉町3-245) 1台

本村橋自動車排出ガス測定局

(多摩区宿河原2-59-2) 1台

中原平和公園自動車排出ガス測定局

(中原区木月住吉町33-1) 1台

(3) 履行期間

平成31年3月30日から平成38年3月29日まで

(4) 調達概要

入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。なお、有資格者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年9月14日までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点をもち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。

(5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 安西(技術仕様関係)

事業推進課 仙石(契約事務関係)

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成30年9月10日(月)から平成30年9月14日(金)まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(5) 入札説明書及び仕様書の入手方法

入札説明書及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年9月27日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年9月27日(木)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年9月27日(木)から平成30年10月2日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年10月5日(金)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を8ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年10月26日(金)午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年10月25日(木)必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)に同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(3) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 Summary

(1) Tendering title

Lease and Maintenance of Fine particulate matter measuring device

(2) Submission deadline at tender venue

10 AM 26th, October 2018

(3) Submission deadline by postmail

25th, October 2018

(4) Contact details

Kawasaki Environment Research Institute

3-25-13, Tonomachi, Kawasaki-ku,

Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0821, JAPAN

Kawasaki Life Science & Environment Research

Center 3F
 TEL: +81-44-276-9001
 FAX: +81-44-288-3156
 E-mail: 30sojig@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第376号

一般競争入札について、次のとおり公示します。
 平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成30年度川崎市歯っぴーファミリー健診事業
調査業務委託
- (2) 履行場所
受託業者が指定する場所
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務内容
別紙仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「調査・測定」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。

3 入札説明書等の配布、一般競争入札資格確認申請書及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)
健康福祉局保健所健康増進課
電 話 044 (200) 2451
F A X 044 (200) 3986
E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることが

できます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

平成30年9月10日(月)から平成30年9月20日(木)まで(土日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

- ア 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。
- イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 一般競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に平成30年9月26日(水)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年9月28日(金)から平成30年10月4日(木)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年10月10日(水)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出物について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札・開札の場所及び日時

- ア 日時 平成30年10月19日(金)午後1時30分
- イ 場所 川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求めますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免

除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第377号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名(賃貸借物品)

ア 平成30年度普通乗用自動車Aの賃貸借及び保守

イ 平成30年度普通乗用自動車Bの賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市役所公用車車庫

(3) 賃貸借期間及び台数

ア 上記1(1)アの件名(賃貸借物品)について
平成31年2月1日から平成38年1月31日まで

1台

イ 上記1(1)イの件名(賃貸借物品)について
平成31年3月29日から平成36年3月28日まで

1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「車両」に搭載されており、かつ、A又はBの等級に格付け

されていること。

(4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により上記1(1)の件名(賃貸借物品)ごとにそれぞれ一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎1階

総務企画局総務部庁舎管理課 工藤担当

電話 044-200-2104

(2) 配布・提出期間

平成30年9月10日(月)から平成30年9月18日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、平成30年9月20日(木)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成30年9月20日(木)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年9月20日(木)午前9時から平成30年9月26日(水)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 17tyosya@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-2692

(4) 回答方法

質問があった場合、平成30年9月27日(木)までに参加全社宛て、文書(FAXまたは電子メール)にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。それぞれの件名(賃貸借物品)ごとに、月額の賃貸借料にそれぞれの賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年10月4日(木) 午前10時

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎4階第4会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免

除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第378号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市保健情報システム再構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年12月31日まで

(4) 委託概要

保健情報システム再構築業務

詳細は調達仕様書によります。

(5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。)により行います。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。

(3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年9月18日(火)までに行うこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

(7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。

(8) 3年以内に政令市又は都道府県での保健関連システム(食品衛生台帳システム、環境衛生台帳システム、小規模受水槽台帳管理システム、畜犬登録管理システム、医事台帳システム、菓事監視指導業務システム)の開発の実績があり、現に稼働している実績があることを証明した者であること。

(9) 日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、本市が指定した検査員(以下「検査員」という。)の指示に従い、検査員の指定する場所での検査の立会い、必要な資料の提出及び説明その他本市が必要とする検査に応じられることを証明した者であること。

(10) この委託業務について確実に履行することができること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館

12階

健康福祉局保健所食品安全課食品安全担当

電話 : 044-200-0219 (直通)

F A X : 044-200-3927

E-mail : 40syoku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

平成30年9月10日(月)から平成30年9月18日(火)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

(3) 提出物

ア 入札参加申込書

イ 2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 入札説明書等の閲覧及び交付

入札参加申込書を提出した者は、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、川崎市保健情報システム再構築業務委託入札説明書及びCD-ROM(以下「入札説明書等」という。)について、3(1)の場所において3(2)の期間に無償で交付を受けることができます。また、入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します。

なお、交付した入札説明書等は、後日回収いたしますので、交付と引き換えに身分及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出していただきます。

6 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに平成30年9月26日(水)

までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 技術提案書の各評価項目において記載がないとき及び無関係の記載など不適切な内容を記載したとき。

8 入札の手續等

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、詳細は入札説明書によります。

ア 技術提案書

イ 入札書等

(2) 提出書類の提出方法

提出に際しては、10(1)アの技術提案書と10(1)イの入札書等を必ず同時に提出すること。

ア 持参による場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期間

平成30年9月26日(水)から平成30年10月23日(火)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお、平成30年10月23日(火)は、午前9時から午前10時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

イ 郵送による場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期限

平成30年10月22日(月) 必着

(ウ) その他

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 開札の日時及び場所

3(1)の場所において、技術提案書に関するプレゼンテーション終了後、総合評価審査委員会において実施します。

(4) 入札保証金

規則第8条により、入札保証金を徴収します。ただし、規則第9条に該当する場合は免除します。

(5) 入札金額

入札金額については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって価格点の評価の対象とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額については、落札した場合の落札価格とします。

(6) 入札及び開札に関する事項

入札及び開札への立会いは不要です。

(7) 落札者の決定方法

本件は、総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関わる点数と入札価格の評価による点数を合計し、合計点の最も高い者を落札者と決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格を超える入札をした者、提案内容が本市の定める基準点を満たしていない者は落札者となりませんので注意してください。

なお、落札とすべき合計点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きによって落札者を定めます。この場合において、該当する入札参加者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引きの実施については、電話により連絡します。

さらに、調査基準価格を設けますので、落札者となるべき者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札者に照会することがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

(8) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、翌営業日の午前10時に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、電話により連絡します。

(9) 審査結果の公表等

落札結果については、川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第92号）第11条により川崎市公報において公告します。

また、落札者その他入札参加者に対し、その結果を通知します。

審査結果については、川崎市ホームページ上で公表します。

(10) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 6に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

(11) 審査委員会委員等への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者が審査委員会委員及び総合評価審査員と接触することを禁止します。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と契約の相手方が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

11 Summary

- (1) Nature of the required services:
Restructuring of the Health information system. Tasks shall include Design, Development, Operational Testing, Data Transfer, Configuration Setup, and so on.
- (2) Date and time of tender:
 - a Direct Delivery
10:00 A.M. October 23, 2018
 - b Postal Delivery
October 22, 2018
 - c The language and currency used for the contract application is limited to the Japanese language and the Japanese currency.
- (3) For Further Inquiry, Please Contact:
Health information system charge
Food Safety Section
Public Health Centers
Health and Welfare Bureau
Solid Square west tower 12F, 580,
Horikawa-cho, Saiwai-ku
Kawasaki City, Kanagawa 212-0013 Japan
TEL: 044-200-0219 FAX: 044-200-3927
E-mail: 40syoku@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第180号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第181号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第182号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第183号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第184号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第185号

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条

例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第186号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第187号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第188号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第189号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | この公告により滞納処分 に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-----------------------|-------|------------------------|-------|
| 平成29年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 第3期分 | 平成30年9月11日 | 計1件 |
| 平成29年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 第4期分 | 平成30年9月11日 | 計4件 |
| 平成29年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 3月随時分 | 平成30年9月11日 | 計2件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 5月随時分 | 平成30年9月11日 | 計10件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 6月随時分 | 平成30年9月11日 | 計2件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 第1期分 | 平成30年9月11日 | 計33件 |
| 平成30年度 | 軽自動車税 | 全期分 | 平成30年9月11日 | 計121件 |
| 平成30年度 | 固定資産税 都市計画税（土地・家屋） | 6月随時分 | 平成30年9月11日 | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市税公告第190号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示**川崎市上下水道局告示第42号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年8月23日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

- 1 指 定 番 号 第1623号
氏名又は名称 ヤマダ設備
住 所 川崎市宮前区菅生5丁目23番3号
杉田ハイツII 10 1
代表者氏名 山田 隆規
指 定 年 月 日 平成30年8月23日
- 2 指 定 番 号 第1624号
氏名又は名称 ひなゆめ合同会社
住 所 横浜市神奈川区反町2丁目14番地1
マジョリティービル2F
代表者氏名 依田 博樹
指 定 年 月 日 平成30年8月23日
- 3 指 定 番 号 第1625号
氏名又は名称 鈴木設備工業株式会社
住 所 横浜市都筑区新栄町13番18-213号
代表者氏名 鈴木 結哉
指 定 年 月 日 平成30年8月23日
- 4 指 定 番 号 第1626号
氏名又は名称 有限会社興亜工業
住 所 神奈川県横須賀市安浦町2丁目11番
地15-105
代表者氏名 成田 貞夫
指 定 年 月 日 平成30年8月23日
- 5 指 定 番 号 第1627号
氏名又は名称 株式会社サンユウ
住 所 横浜市神奈川区六角橋2丁目16番
7号 ローズクオーツ1階
代表者氏名 三浦 友昭
指 定 年 月 日 平成30年8月23日
- 6 指 定 番 号 第1628号
氏名又は名称 株式会社平野水道

住 所 神奈川県横須賀市吉井4丁目6番10号
代表者氏名 平野 浩一
指 定 年 月 日 平成30年8月23日

川崎市上下水道局告示第43号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成30年8月23日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

- 1 指 定 番 号 第318号
氏名又は名称 杉山管工設備株式会社
住 所 横浜市中区海岸通1丁目3番地
代表者氏名 (新) 河野 恭輔
(旧) 高橋 二郎
変 更 年 月 日 平成30年6月20日
- 2 指 定 番 号 第868号
氏名又は名称 株式会社菊地建設興業
住 所 (新) 神奈川県大和市渋谷8丁目
14番地11
(旧) 神奈川県大和市福田1817番地4
代表者氏名 菊地 彰吾
変 更 年 月 日 平成30年6月30日
- 3 指 定 番 号 第1125号
氏名又は名称 有限会社柴崎工業所
住 所 (新) 神奈川県綾瀬市深谷上2丁目
3番26号
(旧) 神奈川県綾瀬市綾西4丁目
1番7号
代表者氏名 柴崎 雅司
変 更 年 月 日 平成30年2月13日
- 4 指 定 番 号 第1369号
氏名又は名称 株式会社ミタックス
住 所 (新) 東京都国分寺市東戸倉1丁目
15番地16
(旧) 東京都東村山市萩山町1丁目
8番地12
代表者氏名 柳 敦浩
変 更 年 月 日 平成30年4月10日
- 5 指 定 番 号 第1479号
氏名又は名称 (新) 東京ガスリビングエンジニア
リング株式会社
(旧) リビングエンジニアリング

株式会社
 住 所 東京都港区芝 4 丁目 9 番 4 号
 代表者氏名 松田 明彦
 変更年月日 平成30年4月1日

6 指 定 番 号 第1499号
 氏名又は名称 株式会社タワラ
 住 所 神奈川県大和市深見西 6 丁目 5 番 8 号
 代表者氏名 (新) 石川 誠治
 (旧) 米野 稔
 変更年月日 平成30年7月1日

7 指 定 番 号 第1515号
 氏名又は名称 東京ガスリビングライン株式会社
 住 所 東京都品川区東五反田 5 丁目 22 番 27 号
 代表者氏名 (新) 野口 尚史
 (旧) 宮内 敏晴
 変更年月日 平成30年4月1日

川崎市上下水道局告示第44号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の廃止について
 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
 10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届
 け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止
 を行いましたので告示します。

平成30年8月23日
 川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第1198号
 氏名又は名称 株式会社メディオテック
 住 所 東京都新宿区新宿 1 丁目 36 番 2 号
 代表者氏名 松本 秀守
 廃止年月日 平成30年8月9日

2 指 定 番 号 第1520号

(案件1)

氏名又は名称 鈴木設備工業
 住 所 横浜市都筑区新栄町13番18-213号
 代表者氏名 鈴木 結哉
 廃止年月日 平成30年8月3日

川崎市上下水道局告示第45号

川崎市排水設備指定工事店の指定について
 川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平
 成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づ
 き、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同
 規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年8月27日
 川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 有 効 期 間
 平成30年9月1日から
 平成35年7月31日まで

2 指 定 工 事 店
 指 定 番 号 1066
 商号又は名称 株式会社藤美住設
 営業所所在地 神奈川県藤沢市西俣野230番地の3
 代表者氏名 西山 陽子
 指 定 番 号 1067
 商号又は名称 株式会社横浜企画
 営業所所在地 横浜市港南区大久保 1 丁目 17 番 14 号
 代表者氏名 田子 裕基

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第64号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成30年8月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

| | | |
|----------------|--|----------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 平成30年度下水道施設完成図書電子化業務委託（PDFファイル化） |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区塩浜 3-17-1 ほか |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「印刷物のデザイン」に登録されていること。 | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 | |

| | |
|-------|--|
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 |

(案件2)

| | | |
|------------|--|----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度 川崎区中大口径管きょ実施設計委託第5号 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区地内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、内径800mm以上の円形管きょ及び短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>イ 下水道管きょの改築に係る詳細設計(耐震設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p> <p>ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

(案件3)

| | | |
|------------|---|------------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度 工業用水道 差圧式流量計設備保守点検業務委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区池上町2-1(JFEスチール(株)池上工場内)ほか4箇所 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。 (4) 平成18年4月1日以降に、国・地方公共団体等が発注した、差圧式流量計保守点検に係る業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件4)

| | | |
|------------|---|------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 平成30年度中部下水管内管きょ清掃委託その2 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区、高津区地内 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月29日まで |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は兼任できるものとします。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月13日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> | |

(案件5)

| | | |
|----------------|--|-------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 浸水被害軽減対策基本計画策定支援業務委託その4 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区、幸区地内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月29日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)平成18年3月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 技術士(上下水道部門または総合技術監理部門)の選択科目「下水道」に登録した者を本業務の業務責任者、照査技術者として配置できること。なお、業務責任者と照査技術者は兼任できません。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

川崎市上下水道局公告第65号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 8月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

| | | |
|----------------|--|---------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 自動車賃貸借4台一式(小型乗用2台・小型貨物2台) |
| | 履 行 場 所 | 局指定場所 |
| | 履 行 期 限 | 平成30年12月1日から平成37年11月30日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に記載されていること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2091 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月27日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市上下水道局公告第66号

平成30年 8月21日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

| | | |
|------------|---|-------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 水道水質課 局所排気装置改良工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区三田5丁目1-1 (長沢浄水場内) |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から180日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(10) 局所排気装置の設置工事完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|---|-------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 浜町地区下水枝線第212号工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区浜町2丁目、4丁目地内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から250日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年9月18日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件3)

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 麻生・等々力下水圧送管その13工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区下新城1丁目、新城中町地内 |
| | 履行期限 | 契約の日から275日間 |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月18日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件4)

| | | |
|----------------|---|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 6号配水本管流量計改良に伴う800mm鋼管製作及び現場接合工事 |
| | 履 行 場 所 | 多摩区生田5-30先 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から280日間 |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。 | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件5)

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 大師河原貯留管建設建築その2工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区塩浜3-17-1 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年1月21日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。 | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |

| | |
|-------|--|
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件6)

| | | |
|------------|---|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 小向町350mm－100mm配水管布設替工事 |
| | 履 行 場 所 | 自：幸区小向町5－1先 至：幸区小向町3－6先 ほか1件 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から125日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件7)

| | | |
|----------------|---|----------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 生田浄水場 超高速凝集沈でん池2号池機械設備修理工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区生田1-1-1 (生田浄水場内) |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件8)

| | | |
|----------------|--|---------------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 菅生3丁目200mm-100mm配水管布設替工事 |
| | 履 行 場 所 | 自：宮前区水沢3-7-1先 至：宮前区菅生3-47-18先 ほか1件 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から250日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件9)

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 追分町地区ほか下水枝線第211号工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区追分町、元木2丁目地内ほか |
| | 履行期限 | 契約の日から355日間 |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月18日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件10)

| | | |
|----------------|--|-------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 入江崎総合スラッジセンター建設土木その19工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区塩浜 3-24-12 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年 3月15日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件11)

| | | |
|----------------|--|--------------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 平成30年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約) |
| | 履 行 場 所 | 水道施設管理箇所一円 |
| | 履 行 期 限 | 平成30年10月1日から平成31年4月30日まで |
| 参 加 資 格 | <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市川崎区、幸区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (2) 共同企業体の代表者に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(川崎市川崎区宮本町1番地)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件12)

| | | |
|------------|---|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 平成30年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約) |
| | 履行場所 | 水道施設管理箇所一円 |
| | 履行期限 | 平成30年10月1日から平成31年4月30日まで |
| 参加資格 | <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 オ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有すること。 カ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。 キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |

| | |
|-------|--|
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後5時 (財政局資産管理部契約課土木契約係 (川崎市川崎区宮本町1番地)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件13)

| | | |
|----------------|--|--|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 平成30年度 多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事 (下期 単価契約) |
| | 履 行 場 所 | 水道施設管理箇所一円 |
| | 履 行 期 限 | 平成30年10月1日から平成31年4月30日まで |
| 参 加 資 格 | <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者 (以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。) により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市多摩区、麻生区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証 (業種「水道施設」) の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者 (業種「水道施設」) を専任で配置できること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月11日 午後5時 (財政局資産管理部契約課土木契約係 (川崎市川崎区宮本町1番地)) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市上下水道局公告第67号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

| | | |
|----------------|---|---------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 麻生水処理センター建設機械その35工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区上麻生6-15-1 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成32年3月13日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画汚水量0.4m³/秒以上の下水道施設における、沈砂池設備の製作・据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|----------------|--|-----------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 工業用水道 川崎市メッキ工業協同組合ほか3箇所流量計測設備取替工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区浅野町3-4(川崎市メッキ工業協同組合)ほか3箇所 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年2月28日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> | |

| | |
|------------|--|
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成30年9月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件3)

| | | |
|------------|---|------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度中部下水管内取付管布設第2号工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区、高津区地内 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月29日まで |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年9月25日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月20日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項**(1) 件名**

バッテリー (210H52・75D23R) 購入 (単価契約)

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程 (昭和42年交通局規程第4号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成30年8月20日から平成30年8月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで (土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年8月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 伊藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等**(1) 入札方法**

この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成30年9月7日 午前10時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否
必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第55号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月24日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

タイヤ(245・275)購入(単価契約)

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「タイヤ」で登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」に格付けされていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成30年8月24日から平成30年9月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 伊藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成30年9月12日 午前11時

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

- (4) 入札保証金
免除

- (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否
必要

- 10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月28日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
高圧温水洗浄機(バンザイ) NHW-1000HS-50
- (2) 履行場所
塩浜営業所整備係、鷲ヶ峰営業所整備係
- (3) 履行期限
平成30年10月31日まで
- (4) 調達案件の特質等
仕様書のとおり

- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」で登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

- 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

- (2) 提出期間

平成30年8月28日から平成30年9月4日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (3) 提出方法

持参

- 4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

- 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

- 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 伊藤
電話 044-200-3241

- 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

- 8 入札の手続等

- (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸

経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年9月13日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第57号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月28日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

停留所案内板作成等業務委託
(鷺沼駅～聖マリアンナ医科大学前間路線新設等)

(2) 履行場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年10月15日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年8月28日から平成30年9月4日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 運輸係 新見
電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年9月13日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第35号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月27日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行

すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた

旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

| | | |
|------------|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院及び井田病院で使用する下半期給食用米穀の調達(単価契約) |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「食料品」 種目 「食料品」 |
| | 地域区分 | 「市内」 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月3日まで受け付けます。 | |
| 納品予定米の提案期間 | 平成30年8月27日から平成30年9月3日まで受け付けます。(提案については、川崎市立川崎病院にて提案し、審査を受けてください。) | |
| 提案に対する回答 | 平成30年9月5日までに適宜通知します。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月13日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |
| その他 | 仕様書に記載されている予定数量は、発注が予想される見込数量であり、発注を約束するものではありません。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する開創器の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月10日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月18日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件3)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する気管支ビデオスコープの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月10日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月18日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件4)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する硬性気管支鏡セットの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月10日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月18日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件5)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する下垂体手術用鋼製小物セットの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月10日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月18日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件6)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する内視鏡洗滌消毒装置の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月10日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月18日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件7)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する3次元眼底像撮影装置の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年8月27日から平成30年9月10日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年9月18日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第10号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年8月21日

川崎市消防長 原 悟 志

| | | | |
|---------|------|---|------|
| 訓練 1 | 日 時 | 平成30年8月27日（月） 10時00分～12時00分 | |
| | 場 所 | 東扇島東公園 川崎市東扇島58-1 | |
| | 消防隊数 | 消防隊等23隊 | 計23隊 |
| 訓練 2 | 日 時 | 平成30年9月1日（土） 10時00分～11時00分 | |
| | 場 所 | 東亜石油株式会社京浜製油所 東扇島オイルターミナル 川崎市東扇島8 | |
| | 消防隊数 | 消防隊艇1艇 | 計1艇 |
| 訓練 3 | 日 時 | 平成30年9月1日（土） 10時00分～12時00分 | |
| | 場 所 | 東扇島東公園 川崎市東扇島58-1 | |
| | 消防隊数 | 消防隊等23隊 | 計23隊 |

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第23号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成30年8月17日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年8月26日（日）10時00分から
- 2 場 所 総合教育センター 第1研修室
- 3 議 事

議案第30号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第31号 平成31年度使用中学校教科用図書（道徳）の採択について

議案第32号 平成31年度使用中学校教科用図書（道徳を除く）の採択について

議案第33号 平成31年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

議案第34号 平成31年度使用高等学校教科用図書の採択について

議案第35号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）

議案第36号 平成31年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第37号 平成31年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第38号 平成31年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

川崎市教育委員会告示第24号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成30年8月21日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年8月28日（火）14時00分から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室
- 3 議 事

（以下、非公開予定）

議案第39号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

- 4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第25号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成30年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年9月4日（火）14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第2会議室
- 3 議 事

議案第40号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第41号 国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）の決定について

- 4 その他報告等

職員共済組合規則

川崎市共済規則第1号

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月27日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合運営規則（昭和37年共済規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する組合員及びその被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）」を「法第144条の33第1項各号に掲げる事務」に改める。

第6条の4第1項中「社団法人国民健康保険中央会」を「公益社団法人国民健康保険中央会」に、「組合員が出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務」を「法第63条第2項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務」に改め、同条第3項中「、委託金の額」を削る。

第6条の8を削る。

第16条を次のように改める。

（地方公共団体の報告）

第16条 施行規程第173条第1項の規定により、地方公共団体は、毎月における組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに掛金等の額を組合に報告するものとする。

別紙様式第2号及び別紙様式第3号を削る。

附 則（平成30年8月27日共済規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第79号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|--------------------|-------|
| 平成30年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日（第1期分） | 計6件 |

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第80号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------|-----|--------------------|-------|
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第4期 | 平成30年8月31日（第4期分） | 計28件 |
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第3期 | 平成30年8月31日（第3期分） | 計4件 |

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第81号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

| 年度 | 科目 | 期別 | この公示により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|------|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 過随4月 | 平成30年8月31日 (過随4月分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 (第1期分) | 計9件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 (第2期分) | 計84件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第82号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|----|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 1期 | 平成30年8月31日 | 計47件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 2期 | 平成30年8月31日 | 計81件 |

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第31号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 (第2期分) | 計18件 |

(別紙省略)

川崎市幸区公告第32号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年8月29日

川崎市幸区長 石渡伸幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第33号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月30日

川崎市幸区長 石渡伸幸

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第47号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市中原区長 向坂 光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-------|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成30年 8月31日 | 計 1 件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第 1 期 | 平成30年 8月31日 | 計30件 |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第48号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市中原区長 向坂 光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------|-------|--------------------|-------|
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第 2 期 | 平成30年 8月31日 | 計 2 件 |
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第 3 期 | 平成30年 8月31日 | 計 3 件 |

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第49号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | 滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------|--------|-------------------------|-------|
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第 4 期分 | 平成30年 8月31日 (第 4 期分) | 計13件 |

(別紙省略)

川崎市高津区公告第50号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|---------|--------------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 2 期分 | 平成30年 8月31日 (第 2 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 3 期分 | 平成30年 8月31日 (第 3 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 4 期分 | 平成30年 8月31日 (第 4 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 5 期分 | 平成30年 8月31日 (第 5 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 6 期分 | 平成30年 8月31日 (第 6 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 7 期分 | 平成30年 8月31日 (第 7 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 8 期分 | 平成30年 8月31日 (第 8 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第 9 期分 | 平成30年 8月31日 (第 9 期分) | 計 1 件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期分 | 平成30年 8月31日 (第10期分) | 計 2 件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第 1 期分 | 平成30年 8月31日 (第 1 期分) | 計29件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第 2 期分 | 平成30年 8月31日 (第 2 期分) | 計28件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 過随 5 月分 | 平成30年 8月31日 (過随 5 月分) | 計 2 件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 過随 6 月分 | 平成30年 8月31日 (過随 6 月分) | 計 1 件 |

(別紙省略)

川崎市高津区公告第51号

差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月24日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第48号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|------|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 過随4月 | 平成30年8月31日 | 計1件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 | 計6件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 | 計5件 |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第49号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-----------|------|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第12期 | 平成30年8月31日 | 計1件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 | 計8件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 | 計8件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第3期 | 平成30年8月31日 | 計9件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第4期 | 平成30年8月31日 | 計9件 |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第50号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成30年8月21日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第51号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年8月21日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被

告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第52号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年 8月30日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第65号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-----------|-----|-----------------|-------|
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第3期 | 平成30年8月31日 | 10件 |

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第66号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|----------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第67号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 (第1期分) | 計13件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 (第2期分) | 計47件 |

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第45号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 (第1期分) | 計3件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 (第2期分) | 計34件 |

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第46号

次の国民健康保険被保険者証返還請求書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第47号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第48号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第49号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 介護保険料 | 第1期 | 平成30年8月31日 (第1期分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 介護保険料 | 第2期 | 平成30年8月31日 (第2期分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 介護保険料 | 第3期 | 平成30年8月31日 (第3期分) | 計9件 |

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第50号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年8月24日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第3号

平成30年9月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同

項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

平成30年 8月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 篠 田 勝 夫

登録を行う日 平成30年 9月 3日

正 誤

川崎市公報第1,753号(平成30年 8月27日発行) 2358ページ中「公告(調達) 一般競争入札の執行(第372号)」は「公告 多摩川緑地パークボール場の指定管理者の公募(第467号)」の誤り。

川崎市公報第1,753号(平成30年 8月27日発行) 2430ページ中「公告(調達) 川崎市公告(調達) 第372号」は「公告 川崎市公告第467号」の誤り。